

大阪府規則第四十八号

大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基

準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
3 2	第三条（従業者の配置の基準） （略）	第三条（従業者の配置の基準） （略）
3 1	二・二（略） 三・二（略） 三・病院（病床数が百以上の病院の場合に限る。） 栄養士又は管理栄養士	二・二（略） 三・病院（病床数が百以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十二号）附則第二百三十一条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）
4	4 6（略） 第七条（管理者による管理） 一 当該介護老人保健施設の管理上支障がない場合であつて、他の事業所、施設等の業務に従事するとき 二 当該介護老人保健施設の管理上支障がない場合であつて、当該介護老人保健施設を本体施設とするサテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二百四十四号。以下この号において「指定地域密着型サービス基準」という。）第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第百三十二条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の業務に従事するとき 八条（衛生管理等） 一 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二（略）	4 6（略） 第七条（管理者による管理） 一 当該介護老人保健施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事する場合 二 当該介護老人保健施設を本体施設とするサテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二百四十四号。以下この号において「指定地域密着型サービス基準」という。）第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第百三十二条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の業務に従事する場合 八条（衛生管理等） 一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二（略）

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。